

～和歌山県からのお願い～

救急医療に対する正しい認識を！

◆救急医療を守るために

時間外に比較的軽症な患者が、入院を要する救急医療を担う医療機関に直接受診することにより、本来担うべき重篤な患者への救急医療の提供に支障を来すことが懸念されています。

また、緊急性が低く、自分で病院へ行けるにもかかわらず、救急車をタクシー代わりに利用されていることも問題となっています。

救急医療は、医療機関の献身的な協力と救急隊員の昼夜を問わない活動、それに県民の皆様のご理解、ご協力のもとに成り立っています。

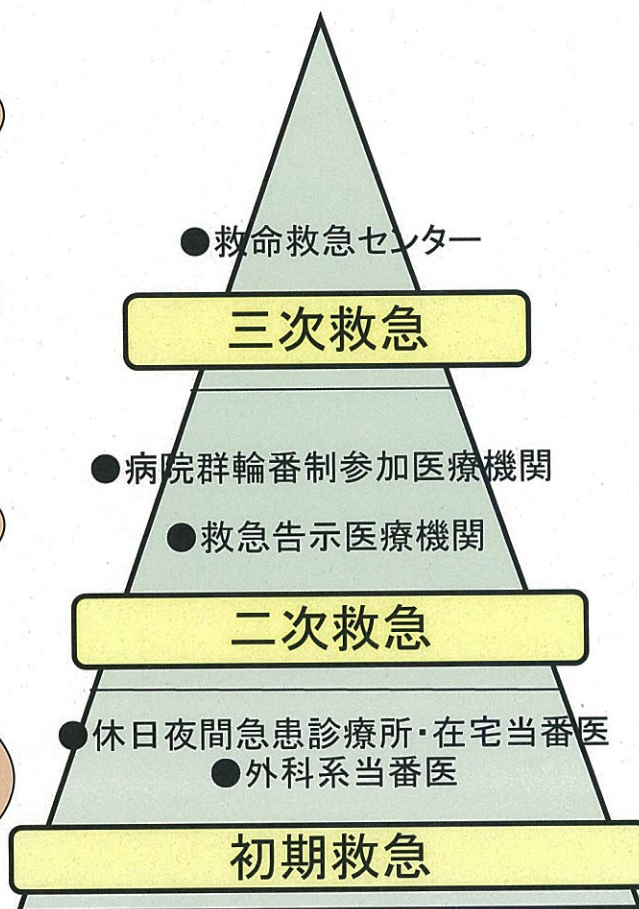
適切な救急医療体制を保つために、状況によっては、三次救急医療機関から二次救急医療機関へ転院していただくこともある他、下記の4点についてもご協力をお願いします。

☆急病以外はなるべく医療機関の「通常の診療時間内」に受診しましょう。

☆身近な診療所の医師である「かかりつけ医」を持ちましょう。

☆救急車を正しく利用し、緊急性の低い場合の利用はさげましょう。

☆休日や夜間で比較的症状の軽い方は、地域の休日夜間急患診療所や在宅当番医を利用しましょう。



和歌山県福祉保健部健康局医務課地域医療班

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL 073-441-2604 FAX 073-424-0425 e-mail e0501001@pref.wakayama.lg.jp